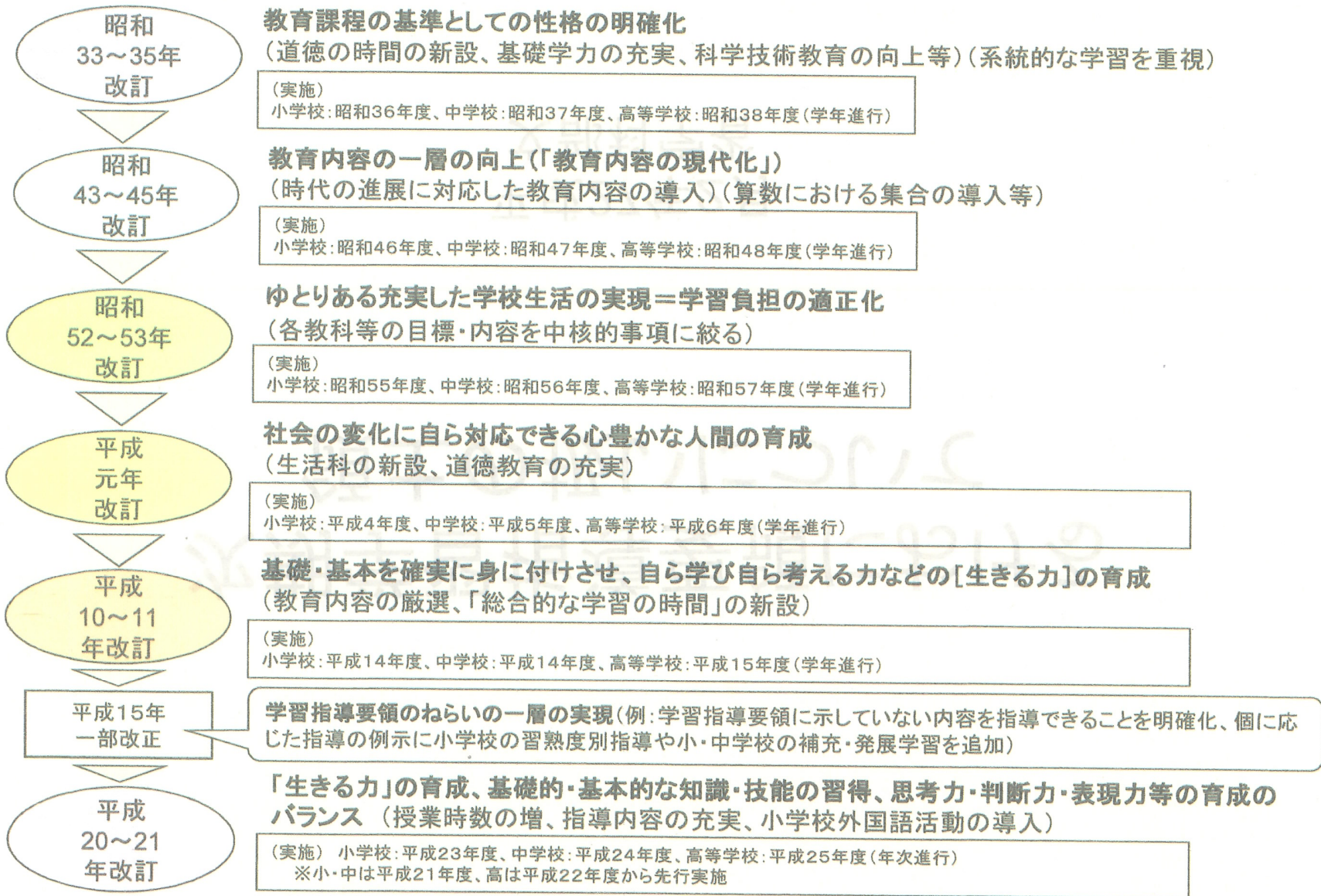


次期学習指導要領における 領土の扱いについて

平成27年2月
文部科学省

学習指導要領の変遷



領土に関する学習指導要領・解説改訂のこれまでの経緯①

学習指導要領

学校教育法等の規定の委任に基づき、文部科学大臣が告示として定める教育課程の基準。法的拘束力がある。

学習指導要領解説

学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について、教育委員会や教員等に対し説明するため、文部科学省の著作物として作成したもの。

※教科書発行者は、学習指導要領の趣旨や内容等を正確に反映した教科書を作成。その際、「解説」を参照。

平成20年3月 小・中学校学習指導要領改訂

変更なし（中学校社会科（地理）に北方領土のみ記載）。

平成20年8～9月 小・中学校学習指導要領解説改訂

中学校社会科（地理）に竹島を新たに記載。

平成24年頃～

竹島：現職大統領として初めて李明博大統領（当時）が竹島に上陸。
それ以降も、韓国政府・国会関係者等が竹島に上陸。
尖閣諸島：尖閣諸島周辺の中国公船による領海侵入等が急激に増加。

領土に関する学習指導要領・解説改訂のこれまでの経緯②

平成26年 1月

中学校学習指導要領解説一部改訂（高等学校も同様に一部改訂）

中学校社会科（地理、歴史、公民）に竹島、北方領土、尖閣諸島を全て記載。

「日本人としてのアイデンティティを備え、グローバルに活躍できる人材を育成していくことが求められる中、我が国の将来を担う子供たちが自国の領土を正しく理解できるようにすることは極めて重要なことだと考えております。」

「今回、学校現場における領土に関する教育等の重要性に考えまして、できるだけ早く、速やかに指導の充実を図る観点から、まず可能な対応として学習指導要領解説の改訂を行うことといたしました。このことによりまして、教科書について、通常の学習指導要領改訂のサイクルによるよりも5年ほど早いタイミングで改訂が図れるということになるわけでございます。

一方、学習指導要領本体については、来年度のしかるべき時期に中央教育審議会に諮問して、教育課程全体の見直しに関する検討を開始したいと考えており、この中でも領土に関する記述の充実について検討を進めてまいりたいと思っておりますが、学校現場に配布するという意味では5年近く早くこれによって現場で指導ができるとういことで、このように判断いたしました。

【平成26年2月5日参議院予算委員会 下村博文文部科学大臣答弁（抜粋）】

「韓国の中学の教科書については、これはどのように戦略的に国際社会において自分たちの主張を通していこうかということを考えさせる教科書でもあるわけでありです。」

一方、我が方の教科書の書きぶりは、今までの書きぶりについては下村文科大臣から答弁させていただいたとおりでございますが、今般、学習指導要領を変えていく中においてしっかりと明記をしていくことは極めて重要であろうと、歴史的にも国際法的にも我が国の固有の領土であるということを明確に書くことによって、海外において、もしその子供たちが論争したときにおいてもしっかりと日本の考え方を述べるということが重要ではないかと、このように思うところでございます。

【平成26年2月5日参議院予算委員会 安倍晋三内閣総理大臣答弁（抜粋）】

教科書発行者による教科書の執筆・編集

平成26年度 中学校教科書検定

平成27年度 中学校教科書採択

平成28年度 使用開始（使用中）

※中学校社会科（地理、歴史、公民）の全ての教科書に記載。

※小学校についても社会科の全ての教科書に記載。

平成27年度 高等学校教科書検定

平成28年度 高等学校教科書採択

平成29年度 使用開始

※高等学校地理歴史科（地理、日本史）、公民科（現代社会、政治・経済）の全ての教科書に記載。

平成29年 3月

小・中学校学習指導要領改訂（予定）

小学校社会科、中学校社会科（地理、歴史、公民）に竹島、北方領土、尖閣諸島を全て記載。

現行学習指導要領・同解説（平成26年1月改訂）における記載（中学校）①

○中学校学習指導要領 社会〔地理的分野〕(平成20年3月告示)

2 内容

(2)日本の様々な地域

ア 日本の地域構成

地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、**領域の特色と変化**、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。

3 内容の取扱い

(4)内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、次のように取り扱うものとする。

(ア)「領域の特色と変化」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、**北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させる**ようにすること。

○中学校学習指導要領解説 社会編〔地理的分野〕(平成20年7月公表、平成26年1月一部改訂)

「領域の特色と変化」の中の「領域」とは、…。また、我が国は四面環海の国土であるため直接他国と陸地を接していないことに着目させ、国境がもつ意味について考えさせたり、我が国が正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や経済水域の問題などに着目させたりすることも大切である。

その際、「北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること」(内容の取扱い)とあることから、**北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)や竹島について、それぞれの位置と範囲を確認させるとともに、我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、的確に扱い、我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことを、その位置や範囲とともに理解させることが必要である。**

現行学習指導要領・同解説（平成26年1月改訂）における記載（中学校）②

○中学校学習指導要領 社会〔歴史的分野〕(平成20年3月告示)

2 内容

(5)近代の日本と世界

イ 開国とその影響，富国強兵・殖産興業政策，文明開化などを通して，新政府による改革の特色を考えさせ，明治維新によって近代国家の基礎が支えられて，人々の生活が大きく変化したことを理解させる。

3 内容の取扱い

(6)内容の(5)については，次のとおり取り扱うものとする。

イ イの「開国とその影響」については，アの欧米諸国のアジア進出と関連付けて取り扱うようにすること。「富国強兵・殖産興業政策」については，この政策の下に新政府が行った，廃藩置県，学制・兵制・税制の改革，身分制度の廃止，**領土の画定**などを取り扱うようにすること。

○中学校学習指導要領解説 社会編〔歴史的分野〕(平成20年7月公表、平成26年1月一部改訂)

…「領土の画定」では，**ロシアとの領土の画定**をはじめ，琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際，**我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島，尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯にも触れる**。また，中国や朝鮮との外交も扱う。

※下線部は平成26年1月の一部改訂によって充実。

現行学習指導要領・同解説（平成26年1月改訂）における記載（中学校）③

○中学校学習指導要領 社会〔公民的分野〕（平成20年3月告示）

2 内容

(4) 私たちと国際社会の諸課題

ア 世界平和と人類の福祉の増大

世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。（略）

3 内容の取扱い

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、次のとおり取り扱うものとする。

(イ)「世界平和の実現」については、**領土(領海, 領空を含む)**、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。

○中学校学習指導要領解説 社会編〔公民的分野〕（平成20年7月公表、平成26年1月一部改訂）

「世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには…」については、国際政治は国際協調の観点に基づいて国家間の対立の克服が試みられていることを、「領土(領海, 領空を含む)、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項」(内容の取扱い)を踏まえて理解させることとしている。…

その際、地理的分野、歴史的分野における学習の成果を踏まえ、国家間の問題として、**領土(領海, 領空を含む)については我が国においても、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正當に主張している立場、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを理解させる。**なお、**我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正當な立場を理解させ、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解させる。**

○高等学校学習指導要領 地理歴史〔日本史A〕(平成21年3月告示)

2 内容

(2)近代の日本と世界

ア 近代国家の形成と国際関係の推移

(ア)近代の萌芽や欧米諸国のアジア進出、文明開化などに見られる欧米文化の導入と明治政府による諸改革に伴う社会や文化の変容、自由民権運動と立憲体制の成立に着目して、開国から明治維新を経て近代国家が形成される過程について考察させる。

○高等学校学習指導要領解説 地理歴史編〔日本史A〕

(平成21年12月公表、平成26年1月一部改訂)

明治初期の外交については、日本の国際的地位を向上させるための対外政策や、**我が国の領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させる。**(略)

また、**我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯も取り上げる。**

※下線部は平成26年1月の一部改訂によって充実。

現行学習指導要領・同解説（平成26年1月改訂）における記載（高等学校）②

○高等学校学習指導要領 地理歴史〔日本史B〕(平成21年3月告示)

2 内容

(4)近代日本の形成と世界

ア 明治維新と立憲体制の成立

開国と幕府の滅亡，文明開化など欧米の文化・思想の影響や国際環境の変化，自由民権運動と立憲体制の成立に着目して，明治維新以降の我が国の近代化の推進過程について考察させる。

○高等学校学習指導要領解説 地理歴史編〔日本史B〕

(平成21年12月公表、平成26年1月一部改訂)

「明治維新以降の我が国の近代化の推進過程」については，…(略)

また，我が国の領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させるとともに，我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島，尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯も取り上げる。

※下線部は平成26年1月の一部改訂によって充実。

現行学習指導要領・同解説（平成26年1月改訂）における記載（高等学校）③

○高等学校学習指導要領 地理歴史〔地理A〕(平成21年3月告示)

2 内容

(1)現代世界の特色と諸課題の地理的考察

ア 地球儀や地図からとらえる現代世界

地球儀と世界地図との比較，様々な世界地図の読図などを通して，地理的技能を身に付けさせるとともに，方位や時差，**日本の位置と領域**，国家間の結び付きなどについてとらえさせる。

3 内容の取扱い

(2)内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については，次の事項に留意すること。

(ア) アについては，球面上の世界のとらえ方に慣れ親しませるよう工夫すること。日本の位置と領域については，世界的視野から日本の位置をとらえるとともに，**日本の領域をめぐる問題にも触れること。**(略)

○高等学校学習指導要領解説 地理歴史編〔地理A〕

(平成21年12月公表、平成26年1月一部改訂)

…また、「日本の…領域」については、「日本の領域をめぐる問題にも触れること」(内容の取扱い)と示されていることに留意し，我が国が当面する**北方領土や竹島の領土問題や経済水域の問題などを取り上げ，国境のもつ意義や領土問題が人々の生活に及ぼす影響などを考察できるようにする。**その際，**我が国が当面する領土問題については，北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが，それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため，北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること，竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて，我が国が正当に主張している立場を踏まえ，理解を深めさせることが必要である。**なお，**尖閣諸島については，我が国の固有の領土であり，また現に我が国がこれを有効に支配しており，解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。**

現行学習指導要領・同解説（平成26年1月改訂）における記載（高等学校）④

○高等学校学習指導要領 地理歴史〔地理B〕(平成21年3月告示)

2 内容

(2)現代世界の系統地理的考察

エ 生活文化、民族・宗教

世界の生活文化、民族・宗教に関する諸事象を取り上げ、それらの分布や民族と国家の関係などについて考察させるとともに、現代世界の民族、**領土問題**を大観させる。

3 内容の取扱い

(2)内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、…。エについては、領土問題の現状や動向を扱う際に**日本の領土問題**にも触れること。

○高等学校学習指導要領解説 地理歴史編〔地理B〕

(平成21年12月公表、平成26年1月一部改訂)

「現代世界の民族、領土問題を大観させる」とは、現代世界にみられる民族や領土をめぐる問題についてそうした問題を詳細にとらえるのではなく、世界的視野といった空間的な広がり留意して概観させることを意味している。具体的には、…また、「エについては、領土問題の現状や動向を扱う際に日本の領土問題にも触れること」(内容の取扱い)とあることから、**我が国が当面する領土問題については、北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。**

現行学習指導要領・同解説（平成26年1月改訂）における記載（高等学校）⑤

○高等学校学習指導要領 公民〔現代社会〕(平成21年3月告示)

2 内容

(2)現代社会と人間としての在り方生き方

オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割

グローバル化が進展する国際社会における政治や経済の動向に触れながら、人権、国家主権、**領土に関する国際法の意義**、人種・民族問題、核兵器と軍縮問題、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献、経済における相互依存関係の深まり、地域的経済統合、南北問題など国際社会における貧困や格差について理解させ、国際平和、国際協力や国際調和を推進する上での国際的な組織の役割について認識させるとともに、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考察させる。

○高等学校学習指導要領解説 公民編〔現代社会〕

(平成21年12月公表、平成26年1月一部改訂)

「人権、国家主権、**領土に関する国際法の意義**」については、国際社会において主権国家相互の行動を規律し国際間の秩序を作り出す国際法の意義と役割について理解させる。…さらに、領土が領空や領海を含むものであり、国民の基本的な生活を保障し資源を確保する領域であることを踏まえ、領土に関する国際的な取決めについて理解させる。**領土問題については、我が国をも含めて様々な国同士の間**に未解決の問題があるが、**国際平和の維持と安定のためにも平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。**その際、**我が国においては領土問題について、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。**なお、**我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を踏まえ、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。**

現行学習指導要領・同解説（平成26年1月改訂）における記載（高等学校）⑥

○高等学校学習指導要領 公民〔政治・経済〕(平成21年3月告示)

2 内容

(1)現代の政治

イ 現代の国際政治

国際社会の変遷、人権、国家主権、**領土などに関する国際法の意義**、国際連合をはじめとする国際機構の役割、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献について理解させ、国際政治の特質や国際紛争の諸要因について把握させ、国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について考察させる。

○高等学校学習指導要領解説 公民編〔政治・経済〕

(平成21年12月公表、平成26年1月一部改訂)

「人権、国家主権、**領土などに関する国際法の意義**」については、国際法の基本的な仕組みについて理解させるとともに、…。

領土については、領土が領空、領海を含むものであり、国民の基本的な生活圏であることを踏まえながら、国民、主権と並んで近代国家の構成要素であることを理解させる。また、**領土問題については、我が国をも含めて様々な国家間で未解決の問題があるが、国際平和の維持と安定のためにも、平和的な解決に向けて広い視野に立って継続的に努力する態度が必要であることを認識させる。その際、我が国においては領土問題について、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。**なお、**我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を踏まえ、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。**

○小学校学習指導要領 社会〔第5学年〕(平成20年3月告示)

2 内容

(1)我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

ア 世界の主な大陸と海洋，主な国の名称と位置，**我が国の位置と領土**

○小学校学習指導要領解説 社会〔第5学年〕(平成20年6月公表)

「我が国の位置と領土」を調べるとは，我が国の国土を構成する北海道，本州，四国，九州，沖縄島，**北方領土**などの主な島の名称と位置，**我が国の領土の北端**，南端，東端，西端，日本列島の周りの海を取り上げ，地図帳や地球儀などで具体的に調べ，白地図などに書き表すことにより，我が国の位置と領土を具体的にとらえることである。その際，**領土については，北方領土の問題についても取り上げ，我が国固有の領土である，歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島が現在ロシア連邦によって不法に占拠されていることや，我が国はその返還を求めていることなどについて触れるようにする。**

教科書における領土に関する記述の状況①

小・中学校社会の教科書における領土問題等の記述の状況

◎小学校学習指導要領(平成20年告示)及び中学校学習指導要領(平成20年告示)に対応したもの
※なお、中学校学習指導要領解説社会編を平成26年1月に改訂。

(注) 表中の<>内の点数は、平成24年度使用本(平成22年度検定)における、記述点数/当該種目の全教科書数

学校種	種目	北方領土	竹島	尖閣諸島
小学校	社会 (全4点中)	4点	4点	4点
中学校	社会(地理的分野) (全4点中)	4点 <4点/4点>(H22)	4点 <4点/4点>(H22)	4点 <2点/4点>(H22)
	社会(歴史的分野) (全8点中)	8点 <7点/7点>(H22)	8点 <1点/7点>(H22)	8点 <1点/7点>(H22)
	社会(公民的分野) (全7点)	7点 <7点/7点>(H22)	7点 <6点/7点>(H22)	7点 <6点/7点>(H22)

教科書における領土に関する記述の状況②

高等学校地理歴史、公民の教科書における領土問題等の記述の状況

◎高等学校学習指導要領(平成21年告示)に対応したもの

※なお、高等学校学習指導要領解説地理歴史編及び公民編を平成26年1月に改訂。

(注) 表中の<>内の点数は、平成27年度使用本(平成23・24年度検定)における、記述点数/当該種目の全教科書数

学校種	種目	北方領土	竹島	尖閣諸島
高等学校 (平成27年度に 教科書検定が行 われた教科書) ※	地理A・B (全6点中)	6点 <9点/9点>(H23.24)	6点 <9点/9点>(H23.24)	6点 <9点/9点>(H23.24)
	日本史A・B (全6点中)	6点 <15点/15点>(H23.24)	6点 <4点/15点>(H23.24)	6点 <3点/15点>(H23.24)
	現代社会 (全10点中)	10点 <11点/12点>(H23.24)	10点 <11点/12点>(H23.24)	10点 <12点/12点>(H23.24)
	政治・経済 (全2点中)	2点 <8点/8点>(H23.24)	2点 <8点/8点>(H23.24)	2点 <8点/8点>(H23.24)

※ 高等学校地理歴史科、公民科については、平成27年度及び28年度の2年にて教科書検定を実施。

中学校教科書における領土に関する記述の例①

種目	項目	平成24年度供給本(平成22年度検定)	平成28年度供給本(平成26年度検定)
社会 [地理的分野] 東京書籍 ※ 平成28年度供給本には領土に関する問題を取り扱った見開きページあり。	北方領土 (※)	(p.117) 北海道の東にある北方領土は、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島から成り立っています。周辺の海域は、かにやこんぶなどの水産資源にめぐまれており、かつては多くの日本人がくらしていた日本固有の領土です。しかし、第二次世界大戦後にソビエト連邦(ソ連)が占領し、ソ連解体後もロシア連邦が引き続き占領しており、現在、この島々に日本人は住んでいません。…。日本は一貫して北方領土の返還を求めています、いまだに実現されていません。	(p.133) 北海道の東にある北方領土は、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島から成り立っています。北方領土は、かつて多くの日本人が暮らしていた日本固有の領土です。しかし、第二次世界大戦の集結の直後にソ連が占領し、ソ連解体後もロシア連邦が引き続き不法に占拠しています。現在、日本とロシア連邦の間では、石油などの資源開発に関する話し合いも進んでいますが、北方領土の返還はいまだに実現されていません。
	竹島 (※)	(p.117) 日本海上の竹島は日本固有の領土ですが、韓国が占拠しており、対立が続いています。	(p.133) また、日本海上の竹島も日本固有の領土ですが、韓国が不法に占拠しています。日本はこれに抗議する一方で、国際機関を利用した解決を呼びかけるなど、外交的な努力を続けています。
	尖閣諸島 (※)	(p.117) また、日本固有の領土である尖閣諸島については、中国がその領有を主張しています。	(p.133) 東シナ海上の尖閣諸島は、日本が固有の領土として実効的な支配を続けています。中国がその領有権を主張していますが、広く国際社会からも日本の領土として認められています。

前のページで見たように、海に囲まれた日本列島は、大小さまざまな島から成り立っています。これらの中には、となり合う国との間で、領土をめぐる問題をかかえている島々があります。

そうした問題をかかえる竹島、北方領土、そして尖閣諸島は、いずれも日本固有の領土ですが、竹島と北方領土は、それぞれ韓国とロシア連邦に不法に占拠されており、日本が実効的な支配をしている尖閣諸島については、中国が領有権を主張しています。

ここでは、これらの島々の地形や気候、そして領土をめぐる問題の背景の一つである資源などについて、さまざまな角度から見ていきましょう。

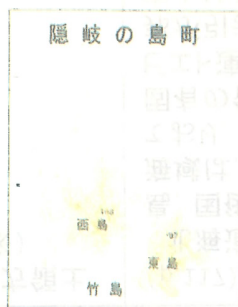


竹島

竹島は、隠岐諸島の北西およそ150kmにある、島根県隠岐の島町の島の島に属する島で、日2012年)

本海の中央の海中にある、巨大な台地のふちに位置しています。古い火山が基になっていますが、周囲が波に侵食されたことで、現在のような断崖に囲まれる地形になりました。

竹島はいくつかの島から成っていますが、中心は標高168mの西島(男島)と標高97mの東島(女島)です。竹島周辺の海は、東シナ海から流れてくる暖流(=p.288)の対馬海流と、樺太(サハリン)から流れてくる寒流のリマン海流がぶつかる潮目の近くに位置しているため、かにやいか、あじといった回遊魚など、豊富な漁業資源にめぐまれています。



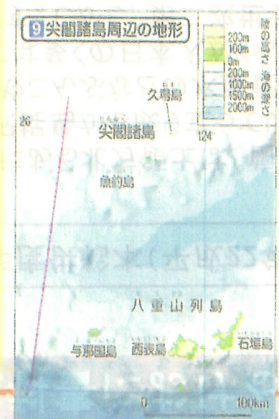
隠岐の島町

竹島の2万5000分の1地形図(「西科」平成19年発行 100%の大きさで表示。そのほかの地形図・地勢図も同様。)



尖閣諸島

尖閣諸島(沖縄県石垣市 2012年)



現行本(平成28年度供給本)



北方領土

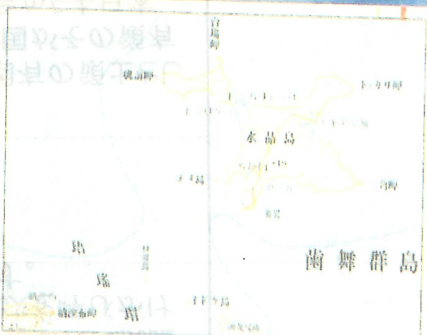
北方領土の概観(北海道)

北方領土は、地勢的には北海道の東方からカムチャツカ半島まで連なる島々の南部に位置しています。

北方領土では、歯舞群島の西端の貝殻島が北海道東部の納沙布岬から4kmほどしかはなれていません。歯舞群島は平坦な島々からなり、その北東に続く色丹島も標高が低い島です。

一方、北方領土の中でも国後島、択捉島は大きく、択捉島は本州など主要4島を除く日本の領土で最大の島です。国後島北部にある、北方領土最高峰の爺爺岳は標高が1772mあり、1973(昭和48)年に噴火して北海道東部にも火山灰が降りました。

歯舞群島、色丹島、国後島周辺は広い大陸棚(=p.288)に囲まれており、からぶとますやさけなどの、豊富な漁業資源にめぐまれています。これらの島々は、全体が草原や冷帯性の植物でおおわれており、年間を通して気温が低いため、標高の低い場所でも高山植物が見られます。北方領土には、このような貴重な自然が残されているため、しっかりと保護することが必要です。



20万分の1地勢図(「標準」平成24年発行)

北方領土は、日本が1951年のサンフランシスコ平和条約で領有権を放棄した「千島列島」にはふくまれません。

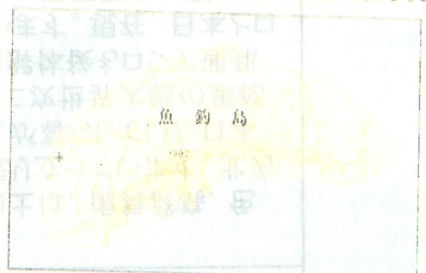
尖閣諸島は、石垣島の北およそ170kmにあり、沖縄県石垣市に属します。主な島は大小八つあり、最も大きい魚釣島は、東西およそ4km、南北およそ1.5kmで、最高地点の標高は362mです。そのほかにも北小島、南小島、久場島、大正島などの島々があります。

魚釣島はもともと楕円形の島であったものが、南側が波によって大きく侵食されたため、細長い形になったと考えられています。久場島は丸い形で、島の中心に円形の小さくぼみや突出した部分があることから、火山と見られますが、噴火の記録は残っていません。

尖閣諸島は、暖かい気候のため、陸上には亜熱帯性の植物が生えています。魚釣島などは、隆起(=p.288)して海面上に現れたさんご礁(=p.288)に囲まれています。

尖閣諸島は、長崎県の五島列島と同じように、東シナ海の大陸棚の奥のふち近くに位置します。国連関係機関の調査で、この周辺の大陸棚には石油資源がある可能性

が指摘されています。尖閣諸島と八重山列島の間の海底には、地中のマグマが海水に冷やされ、資源として使われる鉱物が固まった熱水鉱床があると考えられています。



石垣市

久場島

魚釣島の5万分の1地形図(「魚釣島」平成15年発行)

久場島の5万分の1地形図(「魚釣島」平成15年発行)

中学校教科書における領土に関する記述の例②

種目	項目	平成24年度供給本(平成22年度検定)	平成28年度供給本(平成26年度検定)
社会 [歴史的分野] 東京書籍 ※ 平成28年度供給本には領土に関する問題を取り扱った見開きページあり。	北方領土 (※)	(p.155) 1875年、ロシアと樺太・千島交換条約を結び、ロシアに樺太の領有を認め、千島列島のすべてを日本領とすることで、両国の国境を確定しました。 (注)幕末の1854年にロシアと結んだ日露和親条約では、択捉島までを日本領とし、得撫島から北の千島列島はロシア領とされました。 (p.226) また、北方領土(①)は、ソ連によって占拠されました。 ①北方領土は、国後島、択捉島、歯舞群島、色丹島からなります。 (p.236) 1956年、鳩山一郎内閣にとって、日ソ共同宣言が調印され(②)、ソ連との国交が回復しました。 ②このとき日本は北方領土について日本固有の領土であると主張しましたが、ソ連が応じなかったため、平和条約を結ぶことができませんでした。ソ連の解体後も、北方領土を占拠しているロシア連邦との間で、解決に向けた努力が続けられています。	(p.168) 政府は、1875(明治8)年、ロシアと樺太・千島交換条約(①)を結び、ロシアに樺太の領有を認める一方、千島列島の全てを日本領とすることで、両国の国境を確定しました。 ①幕末の1854年にロシアと結んだ日露和親条約では、択捉島までを日本領とし、得撫島から北の千島列島はロシア領とされました。 (注)北方四島 幕末の1854年にロシアと結んだ日露和親条約では、択捉島と得撫島との間が日本とロシアとの国境になりました。歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島はこれ以降一貫して日本の領土です。 (p.242) また、北方領土(①)は、ソ連によって占拠されました。 ①北方領土は、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島の総称です。 (p.250) 1956年、鳩山一郎内閣にとって、日ソ共同宣言が調印され(②)、ソ連との国交が回復しました。 ②このとき日本は北方領土について日本固有の領土であると主張しましたが、ソ連が応じなかったため、平和条約を結ぶことができませんでした。

中学校教科書における領土に関する記述の例②

種目	項目	平成24年度供給本(平成22年度検定)	平成28年度供給本(平成26年度検定)
社会 〔歴史的分野〕 東京書籍	竹島 (※)	(記述なし)	(p.168) 東シナ海の尖閣諸島は1895年に沖縄県に、日本海の竹島は1905年に島根県に、それぞれ編入されました。 (p.251) ③韓国との間には竹島の領有権をめぐる問題がありましたが、日韓基本条約でも解決されませんでした。
	尖閣諸島 (※)	(記述なし)	(p.168) 東シナ海の尖閣諸島は1895年に沖縄県に、日本海の竹島は1905年に島根県に、それぞれ編入されました。

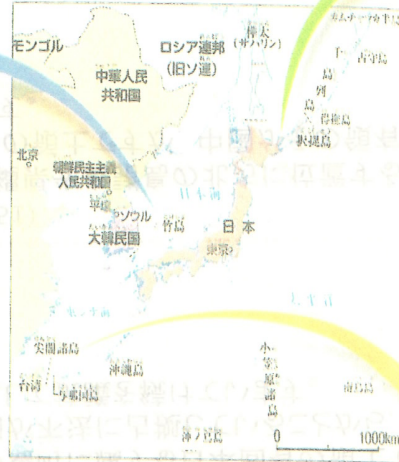
日本は第二次世界大戦後、周辺の国々と友好を深めてきましたが、その一方で、現在でも領土をめぐる問題をかかえています。韓国との間の竹島(島根県隠岐の郡)、ロシア連邦との間の北方領土(北海道根室市など)、

そして、中国や台湾との間の尖閣諸島(沖縄県石垣市)です。これらは、いずれも日本の固有の領土です。ここでは、それぞれの歴史的な背景を、近代にさかのぼってわくわく見ていきましょう。

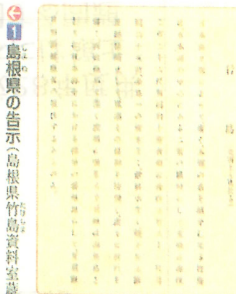
竹島

竹島では、江戸時代の初めから、幕府の許可を得た島取藩の町人が漁業を行い、あしか(海獺)やあわびをとっていました。1900年代に入ってあしかが本格化したことを受けて、日本政府は日露戦争中の1905(明治38)年1月に閣議決定を行い、竹島を島根県に編入し、2月22日に知事が告示しました。それ以降、竹島での漁業は島根県の許可制になり、第二次世界大戦によって1941(昭和16)年に中止されるまで続けられました。

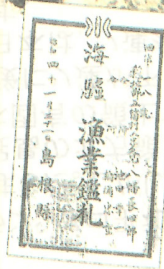
ところが戦後、韓国は、1952年にサンフランシスコ平和条約が発効する直前、当時の韓国の大統領の名前から「李承晩ライン」と呼ばれる線を公海上に一方的に引き、その韓国側に竹島を取りこんで、領有権を主張しました。日本政府は厳重に抗議しましたが、1954年から韓国は竹島に警備隊を駐留させました。この竹島問題は1965年の日韓基本条約でも解決されず、現在もなお韓国による不法占拠が続いています。島根県は、2005(平成17)年に竹島の島根県への編入を告示した2月22日を「竹島の日」と定めるなど、返還を求める運動を続けており、日本政府も外交努力を行っています。



㉔㉕ あしか猟の様子(1935年)とあしか猟の許可証(下)(どちらも島根県竹島資料室蔵)



㉔㉕ 明治時代の竹島(個人蔵) 1907年ごろに、島根県の写真師が撮影した写真と、その説明文です。

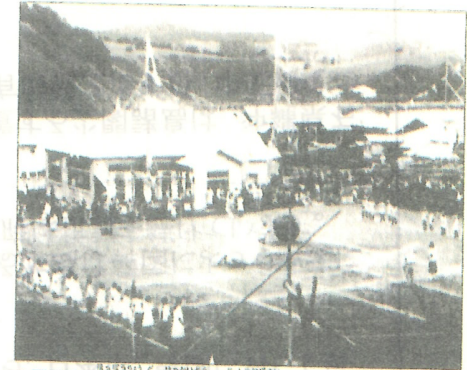


北方領土

日本とロシアは、幕末の1854年に日露和親条約を結び、択捉島以南を日本領、得撫島から北の千島列島をロシア領としました。それ以降、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島から成る北方領土は、一貫して日本によって統治され、1945年の第二次世界大戦の終戦時には約1万7000人の日本人が居住し、漁業などに従事していました。

ところが、1945年8月9日に日ソ中立条約に違反して日本に対して参戦したソ連は、終戦の直後、北方領土に軍隊を上陸させて、9月初めまでに4島を全て不法に占拠し、翌年には一方的にソ連領に編入し、日本人を強制的に退去させました。1956年に日ソ共同宣言が調印された際にも、ソ連が全島の返還に応じなかったため、平和条約を結ぶことができず、現在もソ連を継承したロシア連邦による不法占拠が行われています。日本政府は、

日露和親条約を結んだ2月7日を、1981年に「北方領土の日」と定め、引き続きロシア連邦とねばり強く交渉し、返還を求めています。



㉔㉕ 戦前の北方領土(北海道 千島歯舞諸島居住者連盟蔵) 小学校の運動会で、大玉転がしをしている様子です。(色丹島 1939年ごろ)

尖閣諸島



㉔㉕ かつお節の製造 尖閣諸島の魚釣島では、近海のかつおを使ったかつお節が製造されていました。(明治30年代)

尖閣諸島は、日清戦争中の1895年、日本政府の閣議決定によって日本の領土に編入されました。それまで10年近く、日本政府は何度も現地調査を行い、尖閣諸島が無人島であるだけでなく、洞の支配がおよんでいないことを確認してきました。その後、尖閣諸島には、日本の民間人が移住してかつお節の製造や羽毛の採取などの仕事をし、一時は200人以上の住民が暮らしていました。

第二次世界大戦後の尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約で日本が領有権を放棄した台湾や澎湖諸島にはふくまれません。沖縄の一部としてアメリカの統治の下に置かれ、1972年の沖縄返還にともなって日本に復帰しました。

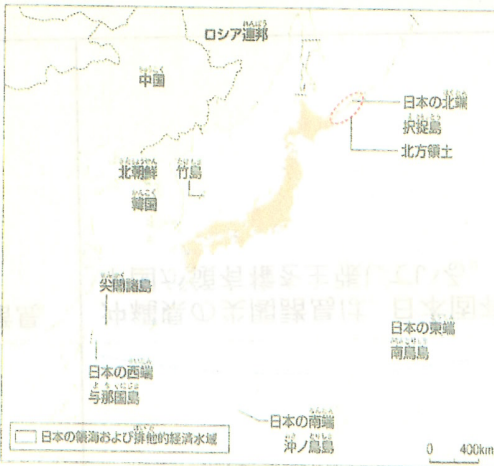
ところが、尖閣諸島の周辺に石油や天然ガスが埋蔵されている可能性が確認されると、1970年代に入って中国や台湾が領有権を主張し始めました。しかし、現在も尖閣諸島は日本が実効支配し、広く国際社会から日本の領土として認められています。

中学校教科書における領土に関する記述の例③

種目	項目	平成24年度供給本(平成22年度検定)	平成28年度供給本(平成26年度検定)
社会 [公民的分野] 東京書籍 ※ 平成28年度供給本には領土に関する問題を取り扱った見開きページあり。	北方領土 (※)	(p.151) 1951年のサンフランシスコ平和条約で、日本は千島列島を放棄しました。しかし、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土は、千島列島にふくまれない日本固有の領土です。 第二次世界大戦後にソ連が不法に占拠した北方領土の返還を、日本は、ソ連を継承したロシア連邦に求めています。 (p.171) また、ロシア連邦との間でも、北方領土問題が未解決のまま残されており、日本は領土の返還を求め続けています。	(p.171) 1951年のサンフランシスコ平和条約で、日本は千島列島を放棄しました。しかし、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土は、千島列島にふくまれない日本の固有の領土です。第二次世界大戦後にソ連が不法に占拠した北方領土の返還を、日本は、ソ連を継承したロシア連邦に求めています。 (p.195) ロシア連邦との関係については、エネルギー資源などを中心に経済関係を強めています。しかし、ロシア連邦は日本の固有の領土である北方領土を不法に占拠しており、日本は領土の返還を求め続けています。
	竹島 (※)	(p.151) 竹島は、隠岐諸島の北西に位置し、島根県隠岐の島町に属する日本固有の領土です。しかし、韓国が不法に占拠していることから、日本は韓国に対して抗議を続けています。	(p.171) 竹島は、隠岐諸島の北西に位置し、島根県隠岐の島町に属する日本固有の領土です。しかし、韓国が不法に占拠していることから、日本は、韓国に対して抗議を続けています。 (p.195) 日本の固有の領土である竹島は韓国によって不法に占拠されており、日本政府は抗議を続けています。
	尖閣諸島 (※)	(p.151) 沖縄県先島諸島の北方に位置する尖閣諸島は日本の領土ですが、中国がその領有を主張しています。	(p.171) 先島諸島の北方に位置する尖閣諸島は、沖縄県石垣市に属する日本の固有の領土ですが、中国がその領有を主張しています。 (p.195) 日本固有の領土である尖閣諸島については、中国が領有を主張し、中国の船が領海に侵入するなどしています。

「領土」とは、国の主権のおよぶ土地を意味し、国が政治などの役割を果たし、国民が安定した生活を営むために不可欠なものです(→p.171)。しかし、となく合った国や、海などをはさんで向かい合った国の間で、どこまでがたがいの領土なのかで争いが起こることがあります。こうした領土紛争が起こった場合、関係する国どうしの話し合いで国境を決めますが、世界には解決できていない領土紛争も残っています。

日本は、北方領土と竹島、そして尖閣諸島について、領土をめぐる問題をかかえています(→p.171)。ここでは、領土をめぐる問題の現状を見ていきましょう。



① 日本の領域と排他的経済水域

1 竹島問題

竹島(→p.171)は、島根県隠岐郡竹島町に属する日本の固有の領土であり、江戸時代の初めから、島取藩の町人が藩の許可を受けてこの島や周辺の海で漁業を行っていたという記録が残っています。日本は、1900年代の初めに竹島でのあしかが嶺が盛んになったことに対応するため、1905(明治38)年の閣議決定で竹島を島根県に編入しました。

第二次世界大戦後に、日本が連合国軍に占領された際、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)は、日本の政治上の権限を停止する地域と、漁業や捕鯨を行ってはならない地域を指令し、ここには竹島がふくまれました。しかし、1951(昭和26)年に署名されたサンフランシスコ平和条約では、日本が放棄した領土に、竹島はふくまれていません。

1952年4月にサンフランシスコ平和条約が発効し、連合国軍の指令も解除されましたが、同年1月に、韓国の李承晩大統領が、公海上に、自国の海洋資源の権益の範囲として、いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して設定し、日本の漁船の立ち入りを禁止しました(→p.171)。この範囲に竹島がふくまれており、これ以降、韓国が竹島を不法に占拠し、さまざまな活動を行う状況が、現在も続いています(→p.171)。

日本はこの竹島の不法占拠に対して抗議する一方で、竹島問題を国際司法裁判所(→p.171)に委ね、平和的に解決するという提案を、1954年、1962年、2012(平成24)年の3度にわたって行いましたが、韓国はこれを拒否し続けています。

① ここには、この指令が領土の帰属についての、連合国の決定を示すものではないことも示されています。



④ 竹島に韓国が遣った警備施設(2005年) 竹島には現在も韓国の警備隊が常駐しています。



⑤ 国際司法裁判所(2010年) オランダのハーグに本部がある国連の機関で、国家間の紛争についての裁判を行っています。(→p.171)

奇怪な李宣言

露米産業界に大反響

③ 李承晩ラインについて報じる島根県の新聞(1952年1月26日)

2 北方領土問題



⑥ 北海道の根室半島上空から見た歯舞群島(2013年)

「北方領土」とは、北海道根室市などに属する、歯舞群島(→p.171)、色丹島、国後島、択捉島を指します。これらの島々は明治時代以降に開拓され、日本人が住み続けてきた、日本の固有の領土です。しかし、第二次世界大戦の終結の直後に、ソ連軍によって占領され、日本人が住めなくなりました。ソ連が解体した後も、ロシア連邦が不法に占拠しています。

1956年の日ソ共同宣言(→p.171)では、日本とソ連との間で、

平和条約が結ばれた後に、歯舞群島と色丹島を日本に返還することについては合意しましたが、国後島と択捉島のあつかいについては合意できませんでした。このため、平和条約を結ぶことができませんでした。

1993年の東京宣言(→p.171)では、日本とロシア連邦は、北方領土問題を解決し、平和条約を結ぶための交渉を続けることで合意しました。これに従って、その後、日本とロシア連邦との間で交渉が続いています。北方領土問題を解決し、日本への返還を実現するためには、両国の関係を深めていく必要があります。



⑦ 日ソ共同宣言(1956年) 日ソ共同宣言などに署名する日本の鳩山一郎首相(左)とソ連のブルガーニン首相。



⑧ 東京宣言(1993年) 東京宣言などに署名する日本の橋川謹熙首相(右)とロシア連邦のエリツィン大統領。

3 尖閣諸島をめぐる問題



⑨ 尖閣諸島の魚釣島(2005年)

尖閣諸島(→p.171)は、沖縄県石垣市に属する、日本の固有の領土です。日本は、どこの国も尖閣諸島を領有していないことを確認したうえで、1895年の閣議決定で沖縄県に編入しました。その後、日本は尖閣諸島への実効的な支配を続けてきており、広く国際社会からも日本の領土として認められています。

1951年のサンフランシスコ平和条約では、日本は台湾と澎湖諸島の領有権を放棄しましたが、尖閣諸島は日本の領土に残され、南西諸島の一部としてアメリカが統治を行うことになりました。

1968年の、国連アジア極東経済委員会が報告した鉱物資源の調査結果では、東シナ海に石油資源がある可能性が指摘されました。この報告書のすぐ後、1971年2月に中国が、初めて公式に尖閣諸島が自国の領土であるとの

主張を行いました。しかし、同年6月に結ばれた日本とアメリカとの間の沖縄返還協定では、沖縄には尖閣諸島がふくまれることについても合意されています。



⑩ 中国の船と並走する海上保安庁の巡視船(右:2012年) 奥に見えるのは魚釣島。

その後中国は、1992年の中国海洋法を制定したり、2008年以降、尖閣諸島周辺の海に船を派遣して日本の領海に侵入したりしています。日本は、こうした中国の行為に抗議するとともに、領海や領空の警備を強化しています(→p.171)。また同時に、東シナ海全体が平和で安全な海になるよう、外交的な努力も続けています。

高等学校教科書における領土に関する記述の例①

種目	項目	平成27年度供給本 (平成23・24年度検定)	平成29年度見本(平成27年度検定)
地理A 帝国書院	北方領土	日本では、ロシアとの間に北方領土問題がある。国後島、択捉島、歯舞群島、色丹島からなる島々は、かつて帝政ロシア時代に日露両国が認め合った日本固有の領土で、今は北海道に帰属している。しかし、これらの島々は第二次世界大戦終結後、ソ連(現ロシア)に占拠されたまま現在にいたっている。両国の一層の友好関係を築くうえで早急の返還が望まれている。	(p.13) 国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島からなる北方領土は、日本固有の領土である。サンフランシスコ平和条約で、日本は樺太(サハリン)の南半部と千島列島を放棄したが、北方領土の4島はその放棄地に含まれていない。しかし、第二次世界大戦後はソ連に占領され、現在もロシアが不法に占拠した状態となっている。日本はロシアに対してその返還を求め続けているが、いまだに実現していない。
	竹島	また、日本固有の領土である島根県の竹島についても、領有権をめぐる韓国との間で主張が対立している。	(p.13) 日本海にある竹島は、1905年に明治政府が国際法に従って島根県に編入し、日本固有の領土と再確認されている。しかし、1952年から韓国が一方的に自国の領土と主張し、不法に占拠しているため、日本は国際裁判所への協働提訴を3回提案してきたが、韓国がこれに応じず現在にいたっている。
	尖閣諸島	沖縄県の尖閣諸島は、日本固有の領土であるが、中国が領有権を主張している。	(p.13) 東シナ海にある尖閣諸島は、慎重な調査ののち、1985年に沖縄県に編入された日本固有の領土である。尖閣諸島をめぐる領有権の問題はそもそも存在しないが、周辺の水域に資源の埋蔵が確認された1970年代から、中国が一方的に領有権を主張している。

高等学校教科書における領土に関する記述の例②

種目	項目	平成27年度供給本 (平成23・24年度検定)	平成29年度見本(平成27年度検定)
日本史A 第一学習社	北方領土	(p.50) 日本は、ロシアとの国境を明確にするため、1875(明治8)年、樺太・千島交換条約を結んだ。これ以後、樺太はロシア領、千島全島が日本領となった。 (p.150) 日本固有の領土として国後島、択捉島、歯舞群島、色丹島の返還を要求する北方領土問題は、平和条約締結までもちこされた。 (p.197) 北方領土4島は、日本への返還を求めてロシアと交渉を続けている。	(p.59) 日本はロシアとの国境を明確にするため、1875(明治8)年、樺太・千島交換条約を結んだ。これ以後、樺太はロシア領、千島全島が日本領となった。 (p.170) 日本固有の領土として国後島、択捉島、歯舞群島、色丹島の返還を要求する北方領土問題は、平和条約締結までもちこされた。 (p.213) 北方領土4島は、日本への返還を求めてロシアと交渉を続けている。
	竹島	(記述なし)	(p.167) 1905年、日本政府は竹島の島根県への編入を閣議決定した。竹島は国際法上も日本領であることが認められてきたが、1950年代から韓国が一方的に占拠している。
	尖閣諸島	(記述なし)	(p.167) 尖閣諸島は、1895年に日本領(沖縄県)に編入された。戦後、アメリカの施政下におかれたが、沖縄返還にともない、日本に復帰した。1970年代以降、中国が領有権を主張するようになった。

高等学校教科書における領土に関する記述の例③

種目	項目	平成27年度供給本 (平成23・24年度検定)	平成29年度見本(平成27年度検定)
現代社会 東京書籍	北方領土	(p.70) 日本の領土については、ロシアとの間で北方領土問題、韓国との間で竹島の問題があり、尖閣諸島については中国がその領有を主張している。	(p.190) 日本固有の領土については、1945年にソ連に占領され、ソ連解体後もロシアが占拠している北方領土の問題があり、解決に向けた交渉がロシアとの間で続けられている。
	竹島	(p.70) 日本の領土については、ロシアとの間で北方領土問題、韓国との間で竹島の問題があり、尖閣諸島については中国がその領有を主張している。	1952年から韓国が占拠している竹島の問題については、日本は抗議を続けるとともに、国際司法裁判所に提訴して解決をはかろうとしている。
	尖閣諸島	(p.70) 日本の領土については、ロシアとの間で北方領土問題、韓国との間で竹島の問題があり、尖閣諸島については中国がその領有を主張している。	なお、1971年から中国が領有を主張している尖閣諸島には、解決すべき領有権の問題はないというのが日本政府の見解である。

【参考】小学校教科書における領土に関する記述の例

種目	項目	平成28年度供給本(平成25年度検定)
社会 東京書籍 5年	北方領土	北海道の北東に続く歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島は、日本固有の領土です。ところが、70年ほど前におきた太平洋戦争が終わったあとソビエト連邦が占領し、その後もソビエト連邦をひきついだロシア連邦が不法に占領しています。日本政府は、これらの島を返すように求めて、交しょうを続けています。北方領土が、1日も早く日本にもどることが、わたしたち日本人の願いです。
	竹島	日本海上にある竹島は、日本固有の領土ですが、韓国が不法に占領しています。
	尖閣諸島	また、東シナ海にある尖閣諸島は、日本固有の領土ですが、中国がその領有を主張しています。
社会 東京書籍 6年	北方領土	日本は、海をへだててまわりの国と接しています。戦後、平和で民主的な国家として再出発した日本は、これらの国との関係を深めてきました。 ロシア連邦とは、1956年に国交を回復(当時はソビエト連邦)しました。しかし、北方領土の返還問題が残されています。
	竹島	大韓民国(韓国)とは、1965年に朝鮮半島を代表する政府として条約を結び、国交を正常化して友好関係を深めています。貿易だけでなく、人や文化の交流もさかんになっています。一方で、日本固有の領土である竹島を、韓国は1954年から不法に占領しており、日本は抗議を続けています。
	尖閣諸島	中華人民共和国(中国)とは、1972年に国交が正常化され、1978年には日中平和友好条約を結びました。貿易や産業技術の提携などを通して、関係が深まっています。一方で、中国は日本固有の領土である尖閣諸島の領有を主張するようになりました。

領土問題に関する学習指導要領・解説の記述状況と改訂の方向性

		小学校	中学校			高等学校			
		社会科(5年)	社会科			地理歴史科		公民科	
			地理的分野	歴史的分野	公民的分野	地理A・B	日本史A・B	現代社会	政治・経済
学習指導要領	北方領土	× ⇒ ○	○	× ⇒ ○	× ⇒ ○	×	×	×	×
	竹島	× ⇒ ○	× ⇒ ○	× ⇒ ○	× ⇒ ○	×	×	×	×
	尖閣	× ⇒ ○	× ⇒ ○	× ⇒ ○	× ⇒ ○	×	×	×	×
※小・中学校については、平成28年度に改訂予定						※高等学校については、平成29年度に改訂予定			
解説	北方領土	○	○	○	※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で記述が充実	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及
	竹島	× ⇒ ○	○ ※平成20年改訂で初めて言及。平成26年一部改訂で記述が充実	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及
	尖閣	× ⇒ ○	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及	○ ※平成26年一部改訂で初めて言及
教科書※	北方領土	4点/4点 ※5・6年いずれも	4点/4点	8点/8点	7点/7点	地理A 4点/4点 地理B 2点/2点	日本史A 5点/5点 日本史B 1点/1点	10点/10点	2点/2点
	竹島	4点/4点 ※5・6年いずれも	4点/4点	8点/8点	7点/7点	地理A 4点/4点 地理B 2点/2点	日本史A 5点/5点 日本史B 1点/1点	10点/10点	2点/2点
	尖閣	4点/4点 ※5・6年いずれも	4点/4点	8点/8点	7点/7点	地理A 4点/4点 地理B 2点/2点	日本史A 5点/5点 日本史B 1点/1点	10点/10点	2点/2点

※教科書の記述について

本表では、小学校社会科、中学校社会科については、平成28年度に使用されている教科書について、高等学校地理歴史科、公民科については、平成27年度に検定し、平成29年度から使用される予定の教科書について記載。

高等学校の地理歴史科、公民科の教科書については、平成27年度及び平成28年度の2年に渡って検定を行うこととしている。

学習指導要領改訂案における記載（小学校・社会科）

	現行	改訂案
学習指導要領	記載なし 〔第5学年〕 2 内容 (1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。 ア 世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、<u>我が国の位置と領土</u> イ 国土の地形や気候の概要、自然条件から見て特色ある地域の人々の生活 3 内容の取扱い (1) 内容(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア アの「主な国」については、近隣の諸国を含めて取り上げるものとする。その際、我が国や諸外国には国旗があることを理解するとともに、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること。	竹島、北方領土、尖閣諸島を明記 〔第5学年〕 2 内容 (1) 我が国の国土の様子と国民生活について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 世界における我が国の国土の位置、国土の構成、<u>領土の範囲</u>などをおおまかに理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 世界の大陸と主な海洋、主な国の位置、<u>海洋に囲まれ多数の島からなる国土の構成</u>などに着目して、我が国の国土の様子を捉え、その特色を考え、表現すること。 3 内容の取扱い (1) 内容(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア アの(ア)の「領土の範囲」については、<u>竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。</u> ウ イの(ア)の「主な国」については、名称についても扱うようにし、近隣の諸国を含めて取り上げること。
解説	北方領土のみ記載	竹島、尖閣諸島も記載

	現行	改訂案
学習指導要領	北方領土のみ記載 2 内容 (2) 日本の様々な地域 ア 日本の地域構成 地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、<u>領域の特色と変化</u>、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。 3 内容の取扱い (4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア アについては、次のとおり取り扱うものとする。 (ア)「<u>領域の特色と変化</u>」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、<u>北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。</u>	竹島、尖閣諸島も明記 2 内容 A 世界と日本の地域構成 (1) 地域構成 次の①と②の地域構成を取り上げ、位置や分布などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 世界の地域構成 ② 日本の地域構成 ア 次のような知識を身に付けること。 (イ) 我が国の国土の位置、世界各地との時差、<u>領域の範囲や変化とその特色などを基に、日本の地域構成を大観し理解すること。</u> 3 内容の取扱い (3) 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1)については、次のとおり取り扱うものとする。 (イ)「<u>領域の範囲や変化とその特色</u>」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、<u>竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。</u>その際、<u>尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。</u>
解説	竹島、北方領土、尖閣諸島が記載	引き続きこれらを記載

学習指導要領改訂案における記載（中学校・社会科（歴史的分野））

学習指導要領 解説	現行	改訂案
	記載なし	竹島、北方領土、尖閣諸島を明記
	2 内容 (5) 近代の日本と世界 イ 開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化などを通して、新政府による改革の特色を考えさせ、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解させる。 3 内容の取扱い (6) 内容の(6)については、次のとおり取り扱うものとする。 イ イの「開国とその影響」については、アの欧米諸国のアジア進出と関連付けて取り扱うようにすること。「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。(略)	2 内容 C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 課題を追及したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (イ) 明治維新と近代国家の形成 開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化の風潮などを基に、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解すること。 3 内容の取扱い (4) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。 ア …(1)のアの(イ)の「開国とその影響」については、(1)のアの(ア)の欧米諸国のアジア進出と関連付けて取り扱うようにすること。「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、<u>北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。</u>
	竹島、北方領土、尖閣諸島が記載	引き続きこれらを記載

	現行 記載なし	改訂案 竹島、北方領土、尖閣諸島を明記
学習指導要領 解説	2 内容 (4) 私たちと国際社会の諸課題 ア 世界平和と人類の福祉の増大 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。(略) 3 内容の取扱い (5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア アについては、次のとおり取り扱うものとする。 (イ) 「世界平和の実現」については、領土(領海、領空を含む)、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。	2 内容 D 私たちと国際社会の諸課題 (1) 世界平和と人類の福祉の増大 対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、領土(領海、領空を含む。)、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。 3 内容の取扱い (5) 内容のDについては、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1)については、次のとおり取り扱うものとする。 (ア) …また、「領土(領海、領空を含む。)、国家主権」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。
	竹島、北方領土、尖閣諸島が記載	引き続きこれらを記載

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）

